

<令和5年度>

職務経験を受験資格とする



## 千葉県職員採用選考考査受験案内

(心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・保健師・獣医師)

受付期間 令和5年11月28日(火)午前9時～12月25日(月)午後5時

考査日 令和6年1月14日(日)

児童福祉司及び児童指導員の職務経験の対象となる範囲を拡大しました。

### <求める人物像>

各職種に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方

### 1. 考査職種、採用予定人員、受験資格 ※年齢はいずれも60歳以下(令和6年4月1日現在)

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格
		資格・免許等(いずれにも該当する者)
<b>&lt;心 理&gt;</b> 児童相談所等に勤務し、心理面接や心理判定等の業務に従事します。	16名 程度	①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者(※1) ②心理に関する業務(※2)の職務経験(※3)を7年以上有する者(令和5年12月末日現在)
<b>&lt;児童福祉司&gt;</b> 児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。	12名 程度	①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 ②児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設における相談援助業務(※4)の職務経験(※3)を7年以上有する者(令和5年12月末日現在)
<b>&lt;児童指導員&gt;</b> 児童相談所等に勤務し、入所児童の生活指導等の業務に従事します。(交替制夜間勤務等の変則的勤務があります。)	11名 程度	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第60条第1項各号のいずれかに該当する者 ②児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設における職務経験(※3)を7年以上有する者(令和5年12月末日現在)
<b>&lt;保育士&gt;</b> 児童相談所等に勤務し、児童と生活を共にしながら保育・生活指導などを中心に保育士の業務に従事します。(交替制夜間勤務等の変則的勤務があります。)	22名 程度	①保育士の登録を受けている者 ②保育士試験受験資格認定に定める施設における業務の職務経験(※3)を7年以上有する者(令和5年12月末日現在)
<b>&lt;保健師&gt;</b> 保健所等に勤務し、健康相談、保健指導、公衆衛生等の業務に従事します。	2名 程度	①保健師の免許を取得している者 ②保健師または看護師等としての業務の職務経験(助産師、公務員、法人職員又は病院等の職務経験を含む)(※3)を7年以上有すること(令和5年12月末日現在)
<b>&lt;獣医師&gt;</b> 保健所や食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所等に勤務し、食品・生活衛生、と畜・食鳥検査、動物愛護管理、家畜保健衛生、畜産業の振興、家畜等に関する試験研究等の業務に従事します。	10名 程度	①獣医師の免許を取得している者 ②獣医師としての業務の職務経験(※3)を5年以上有する者(令和5年12月末日現在)

(注) 受験の申込みは、上記の職種のほか、考査が同日となる千葉県職員採用選考考査〔運転手・船員〕のうちいずれか一つに限ります。また、申込書受理後の職種の 変更は認めません。  
なお、職務経験を要しない千葉県職員採用選考考査〔児童福祉司・児童自立支援専門員・精神保健福祉相談員・看護師（教員）・職業訓練指導員・無線従事者・海技従事者（航海士）及び生物〕は1月12日（金）に実施となります。

- ※1 「これに準ずる資格を有する者」とは、児童相談所運営指針第2章第5節1（4）に定める者をいいます。
- ※2 「心理に関する業務」とは、病院や学校、福祉施設、相談機関等におけるカウンセリングや指導、判定業務等の対人援助業務（児童福祉法第12条の3第6項第1号に規定する「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導」）をいいます。
- ※3 職務経験は、週29時間以上就業した期間が該当します。（インターンは職務経験には含められません。）また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験に限ります。なお、最終合格発表後、勤務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。受験に必要な職種ごとに定める業務の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。
- ※4 「相談援助業務」とは、児童福祉法第13条第3項第2号に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」をいいます。
- ※5 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者（ただし、児童福祉司、保育士、保健師については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。）
- イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- エ 申込開始日時点において、千葉県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

## 2. 受験手続

- ①インターネットで「ちば電子申請サービス」にアクセスする。
- ②「ちば電子申請サービス」のヘルプから「FAQ」を確認し、使用するパソコン等で申込みが可能かどうか確認する。
- ③「手続き申込」の検索メニューより「分類別で探す」に進み、「職員採用」の手続き一覧から、「【職務経験を受験資格とする心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・保健師・獣医師】千葉県職員採用選考考査受験申込（令和6年1月実施分）」を選択する。
- ④申込みフォームに必要な事項を入力の上、送信する。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和5年12月15日（金）までに総務部人事課勤務制度管理班まで御連絡ください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ下記の受験案内ページにて、申込みに必要なデータを確認の上、申し込んでください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/jinji/saiyou/senkoukousar60114zidouhukushihoka.html>

## 3. 受付期間

令和5年11月28日（火）午前9時から12月25日（月）午後5時まで ※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

#### 4. 考査の日時及び会場

(1) 実施日時：令和6年1月14日(日)

○開始 午前9時00分(受付 午前8時40分～8時50分)

○終了 午後6時頃

※申込者多数の場合は、1月14日(日)に1次考査として専門考査及び適性検査(2次考査として評価)を実施し、1次考査合格者について、2次考査として口述考査を2月中旬頃に実施する予定です。

(2) 会場：千葉県教育会館(千葉市中央区中央4-13-10)

詳細は、1月上旬頃にちば電子申請サービスの「申込詳細」ページにアップロードします。資料をアップロードした旨を申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに通知しますので、必ずメールをご確認ください。なお、令和6年1月10日(水)までに通知がない場合は総務部人事課勤務制度管理班まで御連絡ください。

#### 5. 考査の方法

方法		内容
専門考査(90分)		採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての筆記考査(記述式)
人物考査	口述考査	人柄、性向及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての個別面接による考査
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)

- ※ 各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります。
- ※ 考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法について採点を行いません。
- ※ 保育士は短大卒業程度、それ以外の職種は大学卒業程度の考査です。

#### 6. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和6年2月上旬(予定)に総務部人事課ホームページでお知らせするとともに、書面により受験者全員に通知します。

※予定の時期から前後することがあります。

#### 7. 採用

採用は令和6年4月1日の予定です。

※資格・免許等取得者については、直ちに採用される場合があります。

#### 8. 給与

(1) 初任給

個々にその学歴及び職歴に応じて決定されます。

【心理、児童福祉司、児童指導員、保健師】

例) 最終学歴が大学卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合(令和5年4月1日現在)

○心理、児童福祉司 行政職給料表適用 31万円程度(地域手当等を含む)

○児童指導員 福祉職給料表適用 32万円程度(地域手当等を含む)

○保健師 医療職給料表(三)適用 30万円程度(地域手当を含む)

【保育士】

例) 最終学歴が短大(2年制)卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合(令和5年4月1日現在)

○福祉職給料表適用 30万円程度(地域手当等を含む)

【獣医師】

例) 最終学歴が大学の獣医学に関する学科(修業年限6年のもの)卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、卒業後10年を経過した日に採用された場合(令和5年4月1日現在)

○医療職給料表(二)適用 34万円程度(初任給調整手当※及び地域手当を含む)

※令和6年4月1日から獣医師には、支給要件に応じて、月額3万円の範囲内で15年以内の期間初任給調整手当が支給されます。

(注) 給料月額よ、60歳に達した日後最初の4月1日以後、7割水準となります。

(2) その他手当等

通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 9. 勤務時間・休暇等

### (1) 勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）ただし、交替制勤務の場合は、これと異なる場合があります。

### (2) 休暇等

年次休暇（年間20日）、特別休暇（結婚、忌引等）、看護休暇、育児休業等

### (3) その他

受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

## 10. 考査成績の情報提供

### (1) 窓口での考査成績の閲覧

この選考考査については、下表のとおり、自己の成績を閲覧することができます。

なお、電話や郵便等（（2）の場合を除く）による情報提供には応じませんので、閲覧するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しください。

閲覧内容	閲覧期間	閲覧場所・時間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から 1か月間	千葉市中央区市場町1-1（南庁舎5階） 人事委員会事務局任用課 午前9時～午後5時（土日祝除く）

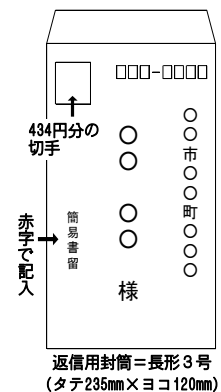
※2次考査を実施する場合、1次考査の合格者については閲覧期間が異なります。2次考査を実施する場合には、閲覧期間を別途通知します。

### (2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、434円分（簡易書留相当分を含む）の切手を貼り付けて（右図参照）考査日に持参してください。提供する内容は（1）と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）による閲覧を行ってください。

2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



## 11. 個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

## 12. 問い合わせ先

### (1) 受験資格や業務内容等

健康福祉部健康福祉政策課人事班 : 043 (223) 2605 (直通)  
kfj@mz.pref.chiba.lg.jp (メールアドレス)

### (2) その他総合的な問い合わせ

総務部人事課勤務制度管理班 : 043 (223) 2032 (直通)  
jinji006@mz.pref.chiba.lg.jp (メールアドレス)

## 13. その他

※ 考査当日における車椅子での来場、補聴器等の使用、手話通訳の利用など、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。

※ 災害等で、考査が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部人事課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/index.html>